

る第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

13 第五十五条第十五項前段、第十六項及び第十七項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項及び第三項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八条の四十五第十一項」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第三十二項」とあるのは「第六十八条の四十五第十一項」と、「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十五第十一項」と読み替えるものとする。

14 第一項又は第九項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合（同条第十三項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

15 第五十五条第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項及び第三項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第三十五項」とあるのは「第六十八条の四十五第十三項」と、同条第二十一項前段中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十五第十三項」と、「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十五第十三項」と読み替えるものとする。

16 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定災害防止準備金)

第五十五条の六 省 略

215 省 略

6 前条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

714 省 略

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第五十七条の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その事業の用に供する船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のもの及び合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該特定船舶ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法により特別修繕準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十五条の七 同 上

215 同 上

6 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

714 同 上

(特別修繕準備金)

第五十七条の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（外国法人の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産にあつては当該外国法人の国内において行う事業の用に供するものに限るものとし、合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法により特別修繕準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。） 当該定期検査を受けるための修繕

二 鋳鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕

三 ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供される球形のガスホルダー（同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものに限る。） 当該ガスホルダーにつき定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるための修繕

四 石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第一項に規定する石油の貯蔵の用に供する貯油槽 当該貯油槽につき消防法第十四条の三第一項の規定により定期的に行われる検査又は同法第十四条の三の二の規定により定期的に行われる点

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 前項の法人が同項の特定船舶につき当該事業年度終了の時点でに特別の修繕を行ったことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の法人が、同項の特定船舶につき当該事業年度終了の時点でに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶と種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該法人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につき当該事業年度終了の時点でに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について前項の特定船舶と状況の類似する他の船舶につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該特別修繕準備金に係る特定船舶（以下この条において「準備金設定特定船舶」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額（その日において当該準備金設定特定船舶に係る第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「連結特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別修繕準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該支出

検（財務省令で定めるものに限り。）を受けるための修繕

2 同上

一 前項の法人が同項の固定資産につき当該事業年度終了の時点でに特別の修繕を行ったことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の法人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）につき当該事業年度終了の時点でに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶と種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該法人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につき当該事業年度終了の時点でに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造又は築造後の経過年数等について前項の固定資産と状況の類似する他の資産につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産（以下この条において「準備金設定資産」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額（その日において当該準備金設定資産に係る第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「連結特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別修繕準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に

をした金額に相当する金額は、その支出をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 4 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額のうちに当該準備金設定特定船舶に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、同日を含む連結事業年度（終了の日の翌日から二年を経過したもの）（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、当該経過した日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）終了の日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度終了の日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 5 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により準備金設定特定船舶を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 準備金設定特定船舶について特別の修繕を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額
 - 二 準備金設定特定船舶について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。） その行わないこととなった日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額
 - 三 合併により合併法人に準備金設定特定船舶を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額
 - 四・五 省略

6 省 略

- 10 青色申告書を提出する法人が適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又

相当する金額は、その支出をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 4 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうちに当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度（終了の日の翌日から二年を経過したもの）（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、当該経過した日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度終了の日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 5 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により準備金設定資産を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - 一 準備金設定資産について特別の修繕を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
 - 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。） その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
 - 三 合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
 - 四・五 同上

6 同 上

- 10 青色申告書を提出する法人が適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又

は被現物出資法人に特定船舶を移転する場合において、当該特定船舶について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該特定船舶ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の日の前日を事業年度終了の日とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11 省 略

12 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に準備金設定特定船舶を移転した場合（第六十八条の五十八第一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

13 第一項又は第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該特定船舶に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

14 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と

は被現物出資法人に第一項の固定資産を移転する場合において、当該固定資産について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の日の前日を事業年度終了の日とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11 同 上

12 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合（第六十八条の五十八第一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

13 第一項又は第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

14 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と

と、「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と読み替えるものとする。

15 第一項又は第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定船舶に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

16 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と読み替えるものとする。

17 省 略

（中小企業等の貸倒引当金の特例）

第五十七条の十 法人で各事業年度終了の時にいて法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人に該当するもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）が同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時にける同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

と、「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八第十二項」と読み替えるものとする。

15 第一項又は第十項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

16 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十八第十四項」と読み替えるものとする。

17 同 上

（中小企業等の貸倒引当金の特例）

第五十七条の十 法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち各事業年度終了の時にいて資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるもの及び同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）が法人税法第五十二条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時にける同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で

2 省 略

3 法人税法第五十二条第一項第一号ロに掲げる法人の平成十年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第二項又は第六項の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（第六項」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の十第一項又は第二項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十二に相当する金額（第六項）」とする。

第六十一条 省 略

216 省 略

定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 同 上

3 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項又は第六項の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（第六項）」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の十第一項又は第二項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第二項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額（第六項）」とする。

第六十条の三 同 上

216 同 上

第四節 協同組合の課税の特例

（商工組合等の留保所得の特別控除）

第六十一条 出資組合である商工組合、商工組合連合会、事業協同組合及び事業協同小組合（中小企業等協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合を除く。）、協同組合連合会（同法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会及び同条第四項に規定する特定共済組合連合会を除く。）、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合並びに消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資金の額が政令で定める金額以下のものが、昭和三十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（当該法人（その設立が、法律の規定により都道府県ごとに一個又は全国を通じて一個に限られているものを除く。）の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後十年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度を除く。）において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く。）が同日における出資金の額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその

超える金額に係る部分の金額を除く。）の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業年度においてその組合員その他これに準ずるものとして政令で定める者（以下この項において「組合員等」という。）以外の者にその事業を利用させた場合において、当該組合員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における当該組合員等の事業の利用分量の額の百分の二十（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えるときは、当該法人が当該事業年度において前項に規定する留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けた法人については、当該法人の同項の規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その超える金額のうち同項の規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。次項において同じ。）に第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載又は添付がない法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例

第四節の二 交際費等の課税の特例

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例

第四節の三 交際費等の課税の特例

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

255 省略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」とする。

7 省略

8 第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関して、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることを妨げるものではない。

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

255 同上

6 同上

一 同上

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」とする。

7 同上

8 第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をすることを妨げるものではない。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等(次条第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

217 省 略

8 第五項の規定(連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八條の六十八第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 省 略

10 第五項の規定は、法人税法第五十一条第一項に規定する法人税申告書(修正申告書を除く。)に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等(次条第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

217 同 上

8 第五項の規定(連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八條の六十八第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八條第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 同 上

10 第五項の規定は、法人税法第五十一条第一項に規定する法人税申告書(同法第二条第三十六号に規定する修正申告書を除く。)に、当該土地等の譲渡が第五

定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十二条の三」とする。

12・13 省 略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

217 省 略

項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 同 上

一 同 上

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の五の二第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条並びに第六十二条の三」とする。

12・13 同 上

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四百三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

217 同 上

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六条の四 省 略

25 省 略

6 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人にその各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法(第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)(により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二十三条第三十九号に規定する更正(以下この条において「更正」という。))又は同法第二十四条第十号に規定する決定(第十八項において「決定」という。)をすることができる。

一・二 省 略

7 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。))又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該法人の各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六条の四 同 上

25 同 上

6 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人にその各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法(第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)(により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二十三条第三十九号に規定する更正(第十五項において「更正」という。))又は同法第二十四条第十号に規定する決定(第十五項において「決定」という。)をすることができる。

一・二 同 上

7 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第十一項第二号において同じ。))又はその写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該帳簿書類又はその写しの入手に努めなければならない。

8 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該法人の各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる。

9| 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

10| 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四項を除く。）及び第七十四条の十の規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員に第八項に規定する同種の事業を営む者に対し実地の調査において同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条の九 第一項			
長	若しくは税務署長又は税関長	又は税務署長	
国税庁等又は税関	国税庁等		
納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等（以下「納税義務者等」という。）	租税特別措置法第六十六条の四第八項（国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する同種の事業を営む者		
調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	調査		
第七十四条の二から第七十	同項		

9| 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十四条の十 第二項	納税義務者等	同法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者
	国税庁等若しくは税関	国税庁等
	同項	同条第十一項において準用する前条第一項
	納税義務者等	租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者
	前条第一項各号	同条第十一項において準用する前条第一項各号
	及び第二号	第二号及び第四号

12| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

14| 省 略

15| 省 略

16| 省 略

17| 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行った取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げ

10| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11| 同 上

一 同 上

二 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

12| 同 上

13| 同 上

14| 同 上

る事由が生じたときと同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

18) 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六條の四第十八項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六條の四第十八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六條の四第十八項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六條の四第十八項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの法人税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

19) 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号に規定する還付金の額が過大となった法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国

15) 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同条第五項及び同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六條の四第十五項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六條の四第十五項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの法人税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

16) 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となった法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適

税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）から一年間は、進行しない。

- 20 前項の場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

- 21 第十八項の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十八項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

22 省 略

- 23 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項まで、第九項及び第十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合を含む。）には、税務署長等（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、これらの申立てに係る前条第十八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（これらの申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限り。）及び当該法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その

用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

- 17 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

18 同 上

- 19 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合を含む。）には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、これらの申立てに係る前条第十五項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（これらの申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限り。）及び当該法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う

納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に
おいて当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 省 略

3 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条
第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十七条
及び第四十八条の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合
について準用する。この場合において、同法第四十七条第二項中「前条第一項か
ら第三項まで又は第七項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四の第二
項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と読み替える
ものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等
は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税に係る共通的
な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十九条第二項及び第三項の
規定を準用する。

一・二 省 略

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八
条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶
予に係る法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

四 その猶予に係る法人税につき提供された担保について税務署長等が国税に係
る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項の
規定によつてした命令に応じないとき。

五 省 略

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の
権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定の適用については、国税に係る
共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第八号中「納税の
猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の第二項
（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の
猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるの
は「及び納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の第二項（国外関連者との
取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。以
下この項において同じ。）」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第
四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四

者につき当該申請の時ににおいて当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、
この限りでない。

2 同 上

3 国税通則法第四十六条第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合に
ついて準用する。

4 国税通則法第四十七条及び第四十八条の規定は、納税の猶予をする場合又は納
税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七
条第二項中「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「租税特別措
置法第六十六条の四の第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納
税の猶予）」と読み替えるものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等
は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税通則法第四
十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一・二 同 上

三 国税通則法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合にお
いて、その者がその猶予に係る法人税を猶予期間内に完納することができな
いと認められるとき。

四 その猶予に係る法人税につき提供された担保について税務署長等が国税通則
法第五十一条第一項の規定によつてした命令に応じないとき。

五 同 上

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用
については、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の
猶予（租税特別措置法第六十六条の四の第二項（国外関連者との取引に係る課
税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法
第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の猶予（租税特別
措置法第六十六条の四の第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る
納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）」と
、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるの
は「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の第二項（国外関連者との取
引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と

の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。」と、国税徴収法第二条第九号及び第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」及び租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」とする。

7・8 省 略

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の十九の税率により、法人税を課する。

215 省 略

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 省 略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	省 略	省 略
第二十三条の二第一項	省 略	省 略
第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）

、国税徴収法第二条第九号及び第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十一条第一項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」及び租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」とする。

7・8 同 上

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率により、法人税を課する。

215 同 上

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 同 上

2 同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

第五十七條第一項 ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七條の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七條第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第五十八條第一項 ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七條の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八條第六項 第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第六十六條第二項	省略	省略
第六十七條第一項	省略	省略
第六十九條第一項	省略	省略

3 10 省略

（投資法人に係る課税の特例）

第六十七條の十五 省略

2 省略

3 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

3 10 同上

（投資法人に係る課税の特例）

第六十七條の十五 同上

2 同上

3 同上